

お知らせ

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

問住民課 ☎(57) 4 1 3 6

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、本年7月31日までです。

8月から使用する保険証は、縦長大判の封筒(茶色)に入れて7月下旬に郵送します。

8月1日以降は、今回お送りする新しい保険証を医療機関等の窓口で提示してください。

なお、現在お使いの保険証は、8月1日以降に住民課まで返却していただきますようお願いいたします。

70歳以上75歳未満の人の国民健康保険高齢受給者証が更新されます

問住民課 ☎(57) 4 1 3 6

現在お使いの高齢受給者証の有効期限は、本年7月31日までです。8月から使用する高齢受給者証は、7月下旬に郵送します。

8月1日以降は、今回お送りする新しい高齢受給者証をお使いください。

※国民健康保険の保険証の有効期限は9月30日までです。お間違えのないようお願いいたします。

コンビニで所得証明書、課税証明書が取得できるようになります！

問住民課 ☎(57) 4 1 2 6

7月3日(月)より全国の次の店舗にあるマルチコピー機から住民票の写しと印鑑登録証明書の他に所得証明書と課税証明書の取得もできるようになります。

取得できる証明書(1通の料金)

・住民票の写し(200円)

・印鑑登録証明書(200円)

・所得証明書(200円)

・課税証明書(200円)

取扱時間帯

・6時30分～23時

・年末年始(12月29日～1月3日)を除き、土・日・祝日も

発行可能

利用可能な主な店舗

セブンイレブン・ジャパン、

ローソン、ファミリーマート、

サークルKサンクス、セーブ

オン、ミニストップ(順不同)

*マルチコピー機が設置されて

いる店舗に限る。

※コンビニで各証明書を取得するためには「個人番号カード(マイナンバーカード)」が必須です。「個人番号カード(マイナンバーカード)」の取得については地方公共団体情報システム機構に交付申請をしてください。(交付までに1か月程度かかります。)

年金受給資格期間の短縮のお知らせ

問ねんきんダイヤル

☎0570(05) 1 1 6 5

栃木年金事務所

☎0282(22) 4 6 9 7

平成29年8月から、年金を受給するために必要な資格期間が10年となります。

資格期間とは

保険料納付済・免除期間、合

算対象期間、厚生年金加入期

間など

○年金請求書の送付時期及び手続きについて

①年金機構において、資格期間が10年以上あることが確認できた方には、ご自宅宛てに年金請求書(黄色)が送付されます。

②平成29年2月下旬～7月上旬にかけて年金機構より順次発送してきます。年金請求書(黄色)が届きましたら、最寄りの年金事務所まで手続きを行ってください。

※請求書が届かない方でも、任意加入の申出により期間を加えたり、合算対象期間を含めて年金を受給できる可能性があります。ご自身の資格期間をご確認ください。

※年金を受給する権利が発生する日は平成29年8月1日となります。

※年金の手続きのご予約をいただきますと、お客様のご都合にあわせてスムーズに相談ができます。ご予約のお申し込みは「ねんきんダイヤル」または「栃木年金事務所」へご連絡ください。お問い合わせの際は基礎年金番号が分かるものをご用意ください。

